

いじめ防止基本方針

山形市立第四中学校

1 いじめ防止に対する基本方針

いじめはすべての生徒に関係する重大な問題である。いじめは、いじめられた生徒の人格形成に重大な影響を与え、心身の健全な育成を阻み深刻な影響を及ぼし、人権侵害にあたり、将来にわたる問題であり、生命又は身体に重篤な危険を生じさせる恐れもあることについて生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

このため「いじめの定義」をはじめ、いじめ問題に対する「基本認識」を教職員、生徒、保護者ならびに学校に関わるすべての関係者で共通に理解を深めていく。

さらに「いじめは絶対に許されない。」「いじめは、卑怯な行為である。」「いじめは、どの生徒にも、いつでも、起こりうる。」ものととらえ、いじめの兆候をいち早く把握していく「いじめ見逃しゼロ」の取り組みを学校に関わるすべての関係者の連携のもと実行していく。

いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義について次の点を確認する。

- ① けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- ② 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当します。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。

2 いじめ防止のための取り組み

(1) 学校におけるいじめ防止対策

<教職員の意識>

- ① 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」という共通認識を持つ。
- ② いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。
- ③ いじめの態様の共通認識をしっかりとしておく。
- ④ 教育的諸課題から特に配慮が必要な児童生徒についての共通認識を持つ。
- ⑤ 担当が一人で抱え込まず、組織的に対応する。
- ⑥ いじめの具体的な事例（インターネット上のいじめを含む）を通し問題点についての理解を図る。
- ⑦ いじめ防止対策を図る具体的な行動目標を作成する。
- ⑧ 早期発見のための有効的な取り組みを行う。
- ⑨ 啓蒙的・予防的な取り組みを行う。
- ⑩ 緊急的・具体的な行動指針を作成し対応を行う。

<教職員の具体的な取り組み>

- 年度はじめの職員会議で、いじめの防止基本方針読み合わせを行い、共通認識をはかる。
- 隔週で行っている「主任会」「教育相談委員会」において、心配な生徒一人一人の情報を組織として共有し、速やかに対応する。
- 心の健康アンケート（5月、9月、1月）を実施し、担任・主任が目を通して必要があれば即座に対処するとともに、特別支援コーディネーターを中心に分析を行い、希望する生徒及び心配な生徒の面談を全職員で実施する。
- 心の健康アンケート（5月・9月、1月）、県のいじめアンケート（6月、10月）Q-Uテスト、時期を決めた2者面談や日常的な生徒との対話をとおして生徒理解を深め、生徒の自己有用感を高める。
- 教育的諸課題から特に配慮が必要な児童生徒については学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。
 - ・ 発達障がいを含む、障がいのある児童・生徒
 - ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
 - ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に関わる児童生徒

- ・被災児童生徒など
- インターネット等の書き込みにより苦痛を感じている生徒が増加しているため、生徒と保護者を対象にした情報モラル研修（授業）を継続していく。
- スマホ・携帯などのインターネット上のいじめの未然防止と適切な対応について「インターネット上のいじめの対応」（別冊）の内容にしたがって全職員が共通認識を持って対応する。

「実態を知る」
○インターネットいじめの類型
・掲示板、メール
SNS 等

「いじめの実態を知る」
○情報モラル指導
○家庭・地域・PTA との連携
フィルタリング、ペアレンタルコントロール、ネットパトロール、研修会等

「早期発見・早期対応」
○いじめのサイン
○相談体制整備
○ネットパトロール
○削除依頼
○被害防止の取り組み

- 町内会長会、民生委員会の開催などで地域の情報をキャッチすると同時に信頼関係を深める。

<生徒につけたい力>

- ①自己肯定感、自己有用感を持ち、自分の命はもちろん他者の命も大切にしようとする意識。
- ②自分と違う他者の存在を認識し、理解しようとする広い心。
- ③他者と良好な人間関係を構築できるコミュニケーション能力
- ④道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践力の育成

<生徒を育てる具体的取り組み>

- 愛情あふれる徹底した指導を通して、生徒の自尊感情を養う。
- 生徒の主体的な活動による「支え合い・支援関係」の充実を図る。
- 県SCや市教育相談員と連携して一人一人の生徒の自立を支援する。また、学級や学年を単位としたソーシャルスキルトレーニングの授業などを計画的に実施する。
- 道徳の時間や様々な体験活動を活用しながら、道徳的判断力、道徳心情、道徳的実践力を養う。

(2) いじめ防止のための組織（法22条：必置）

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめ防止等の対策のための組織」を置く。

- 校内職員；校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主事・各学年主任・特別支援学級主任・特別支援CD・養護教諭・県SC・市教育相談員
 - 校外関係者；学校評議員・学校医・児童相談所・山形警察署
- 当該組織は学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、下記の具体的取り組みを行う。
- ア) 取り組みの具体的な計画の作成、実行、検証、修正など。
 - イ) いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
 - ウ) いじめや問題行動の情報収集と記録、他の教職員への情報提供。
- エ) 問題発生時に緊急会議を開催し、情報の収集と共有化、事実確認のための事情聴取、指導・支援体制の確認、対応方針と具体的対応など、組織的な対応を協議・決定する。
 - オ) いじめの解消について組織の中で再確認する。

3 いじめの早期発見のための対応（年間計画）

(1) 生活アンケート調査等の実施

いじめの早期発見のために、以下の定期的な調査を実施する。

- ① 心の健康アンケート（生徒対象） 年3回（5月・9月・1月）
*アンケートの実施により、希望する生徒及び心配な生徒と面談を実施
- ② 県いじめアンケート 年2回（6月、10月）
- ③ Q-Uテストの実施 年1回（6月）
- ④ 学校関係者評価 年1回（2月）
- ⑤ 生徒会保健委員会による調査 年3回（6月・8月・9月）

(2) 教育相談面談の実施

生徒と保護者がいじめに係わる相談ができるように面談活動を実施する。

- ① 二者面談の実施（生徒・学級担任） 年1回（11月）
- ② 三者面談の実施（生徒・保護者・学級担任） 年1回（12月）
- ③ 教育相談員による面談 市教育相談員（月～金）
県SC（月4回程度）
- ④ ミニ相談委員会（保護者・教頭・CD・学年主任・担任など）
随時必要な場合
- ⑤ 希望面談 教育相談担当を通していつでも面談ができる体制づくり

（3）校内教育相談委員会の実施（月曜日4校時、時間割に位置づけて実施）

校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主事・副教務・教育相談主任・学年主任・特別支援学級主任による主任会、それに養護教諭・市教育相談員を加えた教育相談委員会を隔週で交互に開催し、生徒の状況等についての情報交換と対応策を協議し、いじめの未然防止に努める。

4 いじめ発生時の対応

（1）迅速な事実の確認と報告・相談

- ① いじめを発見、通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、速やかに報告し、校長・教頭・生徒指導主事・学年主任等で情報を共有して組織的な対応を検討する。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で事実確認を行い、適切な指導を行う。軽微な事案であっても関係する職員に報告し、事後の指導を継続する。
- ③ 生徒や保護者からいじめについての相談や訴えがあった場合は、真摯に受け止め、丁寧に聞き取りを行うとともに、いじめの疑いがある場合は組織的に動く。
- ④ いじめの事案が教育上の指導だけでは十分に効果が認められないと判断した場合は、関係機関と相談の上適切に対処する。

（2）組織的な対応

発見、通報を受けた教職員は、躊躇なく校内の「いじめ防止等の対策のための組織」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者にも連絡し、事後の対応にあたる。

（3）具体的な対応の手順

- ① 早期発見
早期に発見するために、受信する「アンテナ」ではなく、探索する「ソナー」感覚を持って生徒に寄り添う。
- ② 情報収集
いじめを発見した際は、直ちに加害者・被害者の双方から聞き取りを行う。その際、授業中であっても迅速に生徒を別室に呼んで個別に事実確認を行い、「いつ・どこで・誰と・なぜ・どのように」をはっきりさせ、しっかりと記録を取り、曖昧な点がないようにしていく。
- ③ 児童生徒への指導・支援
いじめの事実がはっきりしたら、被害・加害生徒の保護者へ連絡をし、事実説明をしっかりと行う。被害生徒・保護者が安心できるように、また、加害生徒がしっかりと反省し、保護者が子供を適切に導けるような指導を行う。
- ④ 謝罪および事後指導
被害・加害生徒の保護者、関係する教職員が一同に会して「謝罪の会」を行う。また、いじめが解消しているか、条件に照らして継続観察を行う。
- ⑤ いじめの解消の確認
次の要件を満たしているか確認する。
 - 「いじめに対する行為がやんでいること」
被害者に対する心理的または物理的に影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること。（少なくとも3ヶ月以上）
 - 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」
被害児童生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

5 重大事態への対処

（1）調査組織の設置と調査の実施（法28条①）

いじめが重大事態に至っていると考えられる場合、事態への対処、再発防止に資す

るため、下記の第三者による調査組織を設け、質問紙の使用、その他の適切な方法により重大事案に係わる事実関係を明確にするための調査を行う。

＜重大事案と想定されるケース＞

- 生徒のいのちや身体の安全に係わる場合
- 生徒が強い不安を持ち、通常の登校ができなくなった場合
- 生徒の金品等に多大な被害が認められる場合
- 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
(この場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、教育委員会は重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。)

＜組織の構成＞

- 校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、組織の立ち上げにあたっては、山形市教育委員会の指示を仰ぎながら、必要に応じて村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

(2) 校内の連絡・報告体制

- 校内における連絡・報告体制は「校内生徒指導緊急連絡・指導体制」による。
(学校運営要綱 P 7 3)

(3) 重大事態の報告

- 当該調査に係わる重大事態の事実関係、その他の必要な情報等の調査結果については、速やかに山形市教育委員会を通じて山形市長に報告する。
- 重大事態の疑いがあると認められた時も、校長は学校の設置者である山形市長に報告する。

(4) 外部機関との連携等

- 重大事案に係わる事実関係の調査及び事後対応並びに発生防止等については、山形市教育委員会はもとより、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所「いじめ相談支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

6 評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

学校評価におけるいじめ問題の取扱いについては、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、いじめの状況改善や実態把握が促されるように配慮する。そのため、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を設定し、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえて教育活動全体を通してその改善に取り組んでいく。

(2) 地域や家庭との連携

学年、学級懇談会や地域の方との会合等において、いじめに係わる学校基本方針やその取り組み、学校評価の結果等についても必要に応じて伝えることで、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクルの確立

組織的な対応によるいじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを徹底し、その都度取り組み状況を生徒の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
また、学期末の職員会議において、いじめ問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全職員で共通理解を図る。

7 その他

(1) 奉仕活動、社会参画活動への取り組みの充実

地域行事やスポーツイベント、奉仕活動等への積極的参加を通して、生徒の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

教師が生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んで行くことができるようにするため、組織的体制の整備や強化に努め、校務の効率化を推進し時間を確保する。

平成31年 4月 1日一部改定